

国際委員会規程

平成 11 年 11 月 24 日 内規制定

平成 19 年 12 月 26 日 制定

平成 23 年 4 月 1 日 改正

平成 26 年 5 月 20 日 改正

平成 30 年 6 月 22 日 改正

平成 31 年 2 月 22 日 改正

(目的)

第 1 条 この規程は、国際委員会（以下、「委員会」という。）の組織、職務及び運営等について定める。

(組織)

第 2 条 委員会は、原則として委員 14 名以内とし、次の各号に定める委員をもって組織する。

- (1) 国際委員会担当理事
- (2) ACF 対応委員会委員長
- (3) ISO/TC71 対応国内委員会委員長
- (4) JCI-ACI コラボレーション委員会委員長
- (5) 第 7 条に定める特定国際会議実行委員会（以下、「実行委員会」という。）の委員長
- (6) 第 3 条に定める委員長が指名する委員

(委員長、副委員長)

第 3 条 委員会に、委員長及び副委員長各 1 名を置く。

2. 委員長は、国際委員会担当理事が当たる。
3. 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。

(任期)

第 4 条 委員長および副委員長の任期は 2 年とする。

2. 委員の任期は 2 年とし、重任を妨げない。ただし、重任の限度は 3 期 6 年までとする。
3. 任期途中で交代した委員の任期は、前任者の残りの期間とする。

(職務)

第 5 条 委員会は、次の事項について企画、立案、調整並びに実施の推進を行う。

- (1) 海外のコンクリート関係団体との連携に関する事項
- (2) 海外の国際会議、シンポジウム、セミナー等への派遣に関する事項

- (3) 国際会議の主催、共催、協賛又は後援に関する事項
 - (4) 他委員会の国際活動に対する協力・支援に関する事項
 - (5) 海外視察団等の派遣又は受入れに関する事項
 - (6) 上記事項に関する企画調整会議への報告
 - (7) その他、海外との交流に関する事項
2. 委員会は、各委員会予算からの費用による海外出張案件についての承認を行い、それを理事会に報告する。

(運営)

第6条 委員会は、委員長が必要の都度招集し、運営に当たる。

(実行委員会の設置)

第7条 委員会の下部組織として、本学会が主催又は共催する国際会議を実施するために、実行委員会を設置することができる。

- 2. 実行委員会の詳細については、別途「実行委員会の設置等に関する内規」に定める。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会が発議し、企画調整会議の議を経て、理事会が決定する。

附 則

- 1. この規程の制定により、平成11年11月24日制定の国際委員会内規を廃棄する。
- 2. この規程は、平成19年12月26日から施行する。
- 3. この規程の改正は、平成31年2月22日から施行する。